

## 第 18 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 7 月 25 日（金）9：30～10：17

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

### 1 出席委員

#### 【農業委員】(13名)

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	10 番 川 神 昌 暢	11 番 河 上 昭 二
14 番 岩 谷 淳 志	15 番 藤 若 裕 香	16 番 三 浦 寿 紀	18 番 玉 田 一
19 番 南 谷 勇-			

#### 【農地利用最適化推進委員】(13名)

1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	3 番 河 西 堅	5 番 永 見 昌 之
6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義	12 番 高 橋 久美子
13 番 橋 本 安 延	14 番 田 村 邦 磨	16 番 野 村 明 治	18 番 串 崎 美 之
19 番 大 森 一 利			

### 2 欠席委員

【農業委員】高橋伸幸、岡本健治、豊田知世、青葉 真、稲田勝志、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】河野恒弘、小松原常雄、永見 孔、長野昭三、河崎 健

### 3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本主任主事、河野事務員

【しまね農業振興公社】植本相談員

### 4 次 第

#### (1)開会

(2)報告 農用地利用集積等促進計画について(4件)

農地利用目的変更届について (2件)

農業用施設に供する届について (1件)

(3)議案 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件)

議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(3件)

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件)

議第4号 転用統制外証明願について(非農地証明)(5件)

### 5 閉 会

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、4番 高橋委員、5番 岡本委員、9番 豊田委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、17番 柿元委員、以上6名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、現在13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、1番 河野委員、4番 小松原委員、8番 永見委員、11番 長野委員、15番 河崎委員、以上5名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第18回浜田市農業委員会総会を開催いたします。続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。10番：川神委員、11番：河上委員、よろしくお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。</p> <p>「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画についてです。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。促進計画の認可の一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、4件、11筆、12,664㎡」となっております。今回は、「令和7年6月30日」に公告された案件になります。事前質問はありませんでした。説明は以上です。
議 長	次に「報告」、2番目の農地利用目的変更届、3番目の農業用施設について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<p>関連がありますので、農地利用目的変更届「1号」「2号」について、併せて説明します。場所は、金城支所から約1,050m南西の七条 青原です。申請は、田3筆、合計4,037㎡で、現在は耕作放棄となり、町内会で草刈はしておられる箇所、今後は、3枚の田を一体利用し、果樹等を植えるということで、今回、申請をされることとなりました。</p> <p>続いて、農業用施設「1号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンター西分館から約1,100m東北東の田橋町上町内です。申請は、畑、4,119㎡のうち219.27㎡で、後ほどの5条の8号で、隣接地の山林に太陽光設備を</p>

	<p>設置する事業を行う際に、地役権を一部に設定することになる申請がありますが、その一部に舗装をしておられ、顛末書の提出がありましたが、平成10年ごろ、法人が進入路を整備され、この度、その進入路を利用するというこ とで、所有者から、農業用施設の届が提出されました。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案に入ります。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請は、4 件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事 務局から説明を併せてお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「8号」について説明します。場所は、杵束まちづくりセンターから約120 m東北東の錦ヶ岡町内です。申請は、田畑3筆、合計971.25㎡で、無償の所 有権移転です。譲渡事由として、県外に居住し、耕作等できないため、近く に居住される方に譲渡するとされ、被害防止対策としては、周囲に及ぼす影 響はない、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地 域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」 と判断しております。</p> <p>「9号」について説明します。場所は、小坂公民館から約500m北北東です。 申請は、田、1,757㎡で、経緯としては、これまでは個人として促進計画に より耕作していた当該地の案件で、この度これまでのものを合意解約し、法 人として賃借権を設定予定とのことです。被害防止対策としては、周囲への 影響は特になく、近隣の有機無機農薬栽培農家とは、毒性、残留性の低い登 録農薬や指定された化学肥料を使用すること、指定された排水路で廃水を排 水することなどで合意しており支障はない、と申請されています。所有権移 転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条 第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「10号」について説明します。場所は、アクアスから約550m南の久代町 3町内です。申請は、畑、1,000㎡で、高齢により耕作が難しくなり、親から 子への所有権移転です。被害防止対策としては、周囲農地の利用者に及ぼす 影響は無いと思われる。また、農薬の使用方法等、農業を続けていく上で周 辺の農地利用者と協力が必要な場合は、その都度話し合いをして、農業経営 に取り組む予定である、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、 労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に 該当しない」と判断しております。</p> <p>「11号」について説明します。場所は、周布まちづくりセンターから約700</p>

	<p>m東南東の周布町 1 町内です。申請は、田、1,034 m<sup>2</sup>で、無償による所有権移転で、譲渡理由としては、相続したが、県外に居住しており、耕作ができないので、近郊に居住する親戚に贈与するものです。被害防止対策としては、農薬の使用方法には十分気をつけて使用方法をきちんと守ります。その中で問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処します、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しない」と判断しております。事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「8号」につきまして、「16番 三浦委員 または 野村委員」をお願いします。</p>
三浦委員	<p>この案件につきまして、譲渡人と譲受人は親戚関係になりまして、譲受人は、近くに住んでおられます。今後は、譲受人が耕作される予定と聞いております。</p>
議 長	<p>「9号」につきまして、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>7月10日現地を確認していただきました。これからはどぶろくを作る法人が、有機で耕作をされるということで、排水については、一番下がわになるということで、問題はないということでした。</p>
議 長	<p>「10号」につきまして、「1番 近重委員」をお願いします。</p>
近重委員	<p>事務局の説明のとおりですが、親から子への譲渡ということで、果樹・野菜を作られるということで、問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>「11号」につきまして、「6番 原田委員 または 道下委員」をお願いします。</p>
道下委員	<p>先般、現地を確認しました。土地所有者は、現在、遠方に住んでおられます。親戚関係にあり、近くに住んでおられる譲受人が、果樹を耕作されるということです。</p>
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第 3 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、 全員 です。承認いたします。続きまして、議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請は 3 件です。事務局の説明をお願いします。</p>

「2号」について説明します。場所は、岡見 松原集会所から約150m南の、松原西町内です。申請は、畑、17㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、隣接する箇所の農用地区域の除外申請を提出され、許可されましたが、農地法の許可前に、造成・物置の設置をされたという案件で、被害防止対策等につきましては、隣地境界にコンクリート擁壁を設置するため、土砂等の流出、路肩の崩壊等はないと思われる。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが万一の場合には関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

「3号」について説明します。場所は、サンマリン浜田から約650m南南西の、熱田町1-2町内です。申請は、畑、58㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、平成26年頃県道改良事業により、亡き父が耕作していた畑の一部が収用され、面積が少なくなり、周辺の状況からも耕作できなくなったと思われる。その後、近所の方が駐車場として使用したいと申し出があり、造成したという案件で、被害防止対策は、周りに耕作中の農地はなく、被害の恐れはないと思われるが、問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可と判断、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断いたしました。

「4号」について説明します。場所は、JR三保三隅駅から約200m北北東の、西河内谷町内です。申請は、田3筆、合計1,487㎡で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、亡父が昭和59年頃造成し、事務所・倉庫を建築し使用していたという案件で、令和6年に相続した段階で農地であることが判明したものです。被害防止対策は、造成地はコンクリートで舗装してあり隣地への土砂の流出はない。雨水については、道路側側溝に流すので周囲への影響はない。これらの措置により周辺への被害のおそれはないと思われるが、問題が生じた場合には当事者間で話し合いのうえ、責任をもって対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。

事前質問はありませんでした。説明は、以上です。

議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「2号」につきまして、「8番 皆本委員」をお願いします。</p>
皆本委員	<p>7月7日に事務局と現地確認をしました。顛末書にもありますとおり、既に倉庫が建っておりました。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「3号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」補足説明をお願いします。</p>
永見委員	<p>事務局の説明のとおりですが、周囲には農地がない状況でした。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「4号」につきまして、「18番 玉田委員 または 申崎委員」補足説明をお願いします。</p>
申崎委員	<p>7月10日に委員・事務局で現地を確認しました。先程の事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>挙手、 全員 です。承認といたします。続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請は4件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「8号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンター西分館から約1,100m東北東の田橋町上町内です。申請は、畑、4,119 m<sup>2</sup>のうち219.27 m<sup>2</sup>で、隣接地の山林に太陽光設備を設置する事業を行う際に、地役権を一部に設定することになる案件で、資金は必要ないということです。被害防止対策等につきましては、通行地役権の為、転用により農地に影響を与えることはありません、と申請されています。許可の判断は、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断しております。</p> <p>「11号」について説明します。場所は、岡見 松原集会所から約150m南の、松原西町内です。申請は、畑、13 m<sup>2</sup>で、転用目的は、顛末書の提出もありましたが、農用地区域の除外申請を提出され、許可されましたが、農地法の許可前に、造成・物置の設置をされたという案件で、無償による所有権移転です。被害防止対策等につきましては、隣地境界にコンクリート擁壁を設置するため、土砂等の流出、路肩の崩壊等はないと思われる。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが万一の場合には関係当事者間で話合いうえ、</p>

責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさないと判断しております。

「12号」について説明します。場所は、国府小学校から約575m南東の、下府町5町内です。申請は、畑、626㎡で、転用目的は、貸集合住宅の建築、駐車場・関連施設の設置で、有償による所有権移転です。被害防除対策には万全を期し、周囲の農地に影響がないようにする。万一被害が生じた場合には、申請人において責任をもって対応にあたる、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可と判断、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しております。

「13号」について説明します。場所は、国府小学校から約240m東の、国分町唐鐘11町内です。申請は、畑、265㎡で、転用目的は、個人住宅の建築ですが、顛末書の提出もあり、亡夫の母が、無断で申請地の一部を造成し、養豚場を建ててしまいました。その建物は令和3年頃解体されて、現地では確認できませんでしたが、有償による所有権移転です。被害防止対策として、生活排水は合併浄化槽を通じ、また雨水は市道側溝へ排水するので周囲への影響は無い。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当時者間で話合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可で、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しております。事前質問はありませんでした。説明は、以上です。

議 長	続きます。担当委員から補足説明をお願いします。「8号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。
永見委員	先程、事務局から説明がありましたが、地役権設定のためのものです。よろしくをお願いします。
議 長	「11号」につきまして、「8番 皆本委員」補足説明をお願いします。
皆本委員	事務局の説明のとおりでございます。よろしくをお願いします。
議 長	「12号」「13号」につきまして、「1番 近重委員」補足説明をお願いします。
近重委員	「12号」につきまして、貸集合住宅の建設ということで、問題はないかと

	<p>思います。「13号」につきましては、顛末書がありますが、養豚場の形跡はありませんでしたが、個人住宅の建設ということで、問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願ひします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願ひします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全員 ～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第4号転用統制外証明願（非農地証明願）は5件です。事務局の説明をお願ひします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願ひします。</p>
事務局	<p>「12号」について説明します。場所は、JR下府駅から約850m南の下府町7町内です。非農地証明の対象農地は、畑9筆、合計2,853㎡で、昭和55年頃から耕作放棄、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「13号」について説明します。場所は、場所は、井野まちづくりセンターから約1,775m東の芦谷本谷町内です。非農地証明の対象農地は、田畑8筆、合計6,845㎡で、昭和41年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「14号」について説明します。場所は、美川小学校から約400m北北東の内田町下内田1町内です。非農地証明の対象農地は、畑、69㎡で、昭和60年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第2種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「15号」について説明します。場所は、第三中学校から約400m南南東の日脚町9-1町内です。非農地証明の対象農地は、畑2筆、合計1,612㎡で、昭和年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第2種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「16号」について説明します。場所は、国府まちづくりセンター宇野分館から約1,375m南です。非農地証明の対象農地は、田3筆、合計1,387㎡で、</p>

	昭和 42 年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。事前質問はありませんでした。説明は以上です。
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「12 号」につきまして、「1 番 近重委員」をお願いします。
近重委員	農地利用されておらず、再生は困難であると思います。よろしくお願ひします。
議 長	「13 号」につきまして、「19 番 南谷委員 または 大森委員」をお願いします。
大森委員	7 月 10 日事務局と現地を確認しました。写真を見ていただくとわかるように、再生は困難であると思います。よろしくお願ひします。
議 長	「14 号」につきまして、「2 番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。
佐々木委員	先日、委員・事務局と現地を確認しました。写真のような状況で、再生は困難であると思います。よろしくお願ひします。
議 長	「15 号」につきまして、「6 番 原田委員 または 道下委員」をお願いします。
道下委員	以前は農地だったところですが、今は耕作されておられません。よろしくお願ひします。
議 長	「16 号」につきまして、「1 番 近重委員」をお願いします。
近重委員	事務局からの説明のとおり、写真のような状況で、再生は困難であると思ひます。よろしくお願ひします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 全員～
議 長	挙手、全員です。承認といたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 その他、ないようですので、第 18 回総会を終了します。